

産前産後期間相当分の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産予定の埼玉県歯科医師国民健康保険組合被保険者の方が対象です。妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

国民健康保険料の免除方法

- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）までの4か月分の保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■		

※ 産前産後期間（4か月分）の保険料（医療分、支援金分、介護分）が免除されます。

※ 多胎妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の3か月前からで、6か月分の保険料が免除されます。

- ただし、この制度が令和6年1月から施行されるため、令和5年11月～令和6年1月に出産した場合は、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間から保険料が免除されます。**

※ 令和5年11月に出産した場合は、令和6年1月分（1か月）の保険料が免除されます。施行前の期間については、免除の対象とはなりません。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■		■	
					■	

…免除対象月

- 保険料は、一旦徴収した後に還付されます（還付先：事業主の引落口座）。

届出に必要な書類

- ① 申請書（本組合様式）
- ② 出産日又は出産予定日を確認できる書類（例：母子手帳の出生届出済証明書の写し等）
- ③ 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認できる書類（例：母子手帳の出産の状態の写し等）
- ④ 出産した被保険者と当該出産に係る子の身分を明らかにすることができる書類（例：母子手帳の出生届出済証明書の写し又は住民票等）

問い合わせ（届出先）

埼玉県歯科医師国民健康保険組合

〒330-0075

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ5F

TEL 048-829-2325

理事長	常務理事	事務長	課長	係

支給年月日	令和 年 月 日
支給決定額	円
組合員種別	第1種 ・ 第2種

産前産後期間の国民健康保険料免除申請書

被保険者証 記号・番号 (枝番)	()	妊娠又は 出産被保険者 氏名																		
妊娠又は出産被保険者 マイナンバー	記入不要	組合員との続柄																		
出産予定 又は出産日	令和 年 月 日	単胎・多胎 妊娠の別	単胎 ・ 多胎																	
<p>上記のとおり産前産後期間の国民健康保険料の免除を申請します。</p> <p>令和 年 月 日 〒</p> <p>組合員自宅住所 _____ 電話 ()</p> <p>組合員氏名 _____ ①</p> <p>組合員マイナンバー</p> <table border="1" style="width: 200px; height: 15px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>埼玉県歯科医師国民健康保険組合理事長 様</p>																				

(注意事項)

- 1 この申請書は、出産予定日の2か月前から提出することができます。
(但し、還付の目安は出産月の3か月後となります)
- 2 免除を受けられる期間は、単胎出産の場合は出産月の前月からの4か月、多胎出産の場合は出産月の3か月前からの6か月となります。
- 3 この申請書には次の書類を全て添付してください。
 - ① 出産日又は出産予定日を確認できる書類 (例：母子手帳の出生届出済証明書の写し等)
 - ② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認できる書類 (例：母子手帳の出産の状態の写し等)
 - ③ 出産した被保険者と当該出産に係る子の身分を明らかにすることができる書類
(例：母子手帳の出生届出済証明書の写し又は続柄が記載された住民票等)

保険料は事業所の引落口座へ一括して還付します。

産前産後期間の保険料免除申請者 様

別紙申請書に記入・捺印し、下記の書類を全て添付しご申請ください。

《添付書類》

① 出産日または出産予定日を確認できる書類

(母子手帳の出生届出済証明欄の写し)

② 単胎出産又は多胎出産の別を確認できる書類

(母子手帳の出産の状態欄の写し)

③ 出産した被保険者と当該出産に係る子の身分を明らかにすることが

できる書類 (母子手帳の子の保護者欄の写し又は続柄が記載された住民票)

保険料の還付先は事業所の引落口座となります。

従業員世帯からの免除申請の場合は事業主から還付を受けてください。

出産予定日の2ヶ月前から申請することが可能ですが、出産後に添付書類を再度ご提出いただく場合があります。

出産前にご申請いただいても、還付は出産月の3か月後が目安となります。

《問い合わせ先》

埼玉県歯科医師国保組合 TEL048-829-2325